

売 却 仕 様 書

福宗環境センター及び佐野清掃センター 不用自転車・破砕処理不適物外壳却
(単価契約)

1. 品名 不用自転車・破砕処理不適物外
2. 物品
 - ① 自転車及び変形自転車 (未処理)
【サドル、タイヤ、チューブ等付属のまま】
 - ② 破砕処理不適物
 - a. 健康器具 (未処理)
【電動式及び電動マッサージチェアは除く】
 - b. 金属製品 (未処理)
【スチール製ロッカー、キャビネット等】
 - c. 金属・非鉄金属製の不用物 (処理後)
【各種金属フレーム、パイプ、鉄アレイ、モーター等】
※別紙写真参照
3. 搬出時期 令和8年4月1日 から 令和8年9月30日 まで
4. 搬出予定数量 (参考値)

予定数量合計 (全量)	約 73 ton (約 12 t / 月 × 6 ヶ月)
(内 訳)	
福宗環境センター	約 30 ton (約 5 t / 月 × 6 ヶ月)
佐野清掃センター	約 43 ton (約 7 t / 月 × 6 ヶ月)

【令和7年4月～令和7年9月 実績量】
5. 搬出場所
 - 福宗環境センター
大分市大字福宗618番地 TEL 097-588-0113
 - ① 自転車 (未処理) : センター内の仮置き場
 - ② 破砕処理不適物 : センター内の仮置き場
 - 佐野清掃センター
大分市大字佐野3400番地の10 TEL 097-593-4047
 - ① 自転車 (未処理) : センター内の仮置き場
 - ② 破砕処理不適物 : センター内の仮置き場
6. 搬出日
月曜日から金曜日の週5日間とする。なお、基本的に土曜日、祝祭日は休みとする。
7. 搬出時間
8時30分～16時30分 (12時～13時は除く。)

8. 搬出方法

搬出者はいかなる事情が生じても、福宗環境センター及び佐野清掃センターの操業に支障をきたさないよう随時搬出をするものとする。

- 1) 搬出量は確約されたものではなく、仮置きしている不用自転車及び破砕処理不適物等を積み込み、搬出すること。
- 2) 搬出用車両は物品の性状に応じて適正な車両を使用し、運搬中の落下防止等の対策を講じること。
- 3) 必ず工場職員立会いのもと指示に従い、搬出すること。
- 4) 搬出については、搬出ごと（車両ごと）に計量を行い、計量伝票を取ること。
なお、計量は空車時と積載時の二回計量とする。
- 5) 不要自転車等の搬出は、各センター職員の要請により随時行うものとし、仮置き場の物品を積み込んだ後に、仮置き場の清掃を行うこと。
その搬出回数、搬出量等は、別途、双方で協議を行うものとする。

9. 補償事項

- 1) 本工場内で作業中及び輸送中に施設を損傷させた場合は、搬出者の負担と責任において直ちに復旧・修復を行うこと。
- 2) 不用自転車は未処理のまま、破砕処理不適物を引き取り（現状引渡し）、責任を持って積み込み、搬出、運搬、処理（破砕処理を基本とする）を行い、排出された非金属の部分についても適切に処理をすること。（帰りごみとして清掃工場への搬入は認めないものとする）

10. その他

- 1) 積み込み・搬出作業にあたっては、他の収集車や搬出車等の業務に支障がないようにするとともに荷物の落下や事故等がないよう十分に注意すること。
また、他の車両等との事故については、当事者間で解決すること。
- 2) 不正を行なった場合、指示した事項について改善される見込みがないと判断される場合または、特別の事由も無く指定した日時までに搬出できない場合は本契約を解除できるものとする。
- 3) 搬出数量が本仕様書の予定数量に達しない場合若しくは超過した場合でも、契約の期間内は搬出すること。
- 4) 支払いは搬出終了後、福宗環境センター及び佐野清掃センターの計量伝票を集計し、処理する。
- 5) 履行期間中に市場価格の変動等を理由とする単価、期間の変更契約は原則として行わないものとする。また、履行不能届の提出があったものは指名停止を行うものとする
- 6) 本仕様書について疑義が生じた場合には、協議の上解決するものとする。